

## 第3章

## 信頼できる年金制度に向けて

厚生労働省では、急速に進行する少子高齢化を見据え、国民の老後を支える公的年金制度の企画立案を行い、将来にわたって持続可能で国民が安心できる年金制度の確立に取り組んでいる。また、日本年金機構では公的年金事業に関する業務運営を行い、年金制度に対する国民の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを、その使命としている。

## 第1節 年金記録問題への取組み

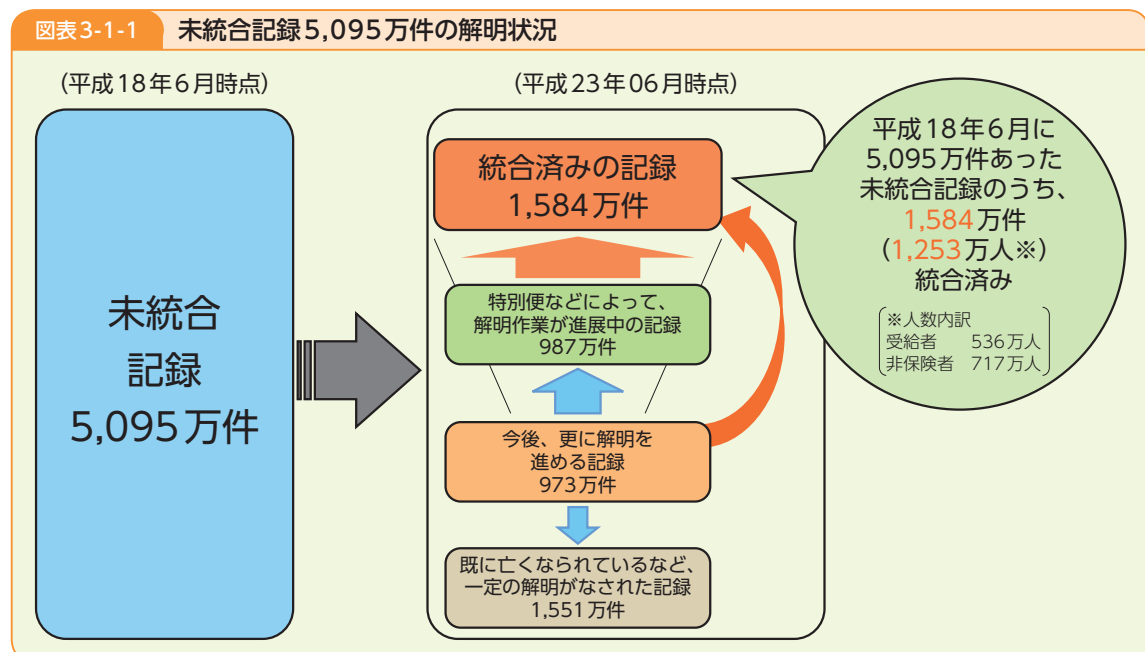
年金記録問題については、「国家プロジェクト」として、2010（平成22）年度、2011（平成23）年度の2年間に集中的に取り組む、2013（平成25）年度までの4年間にできる限りの取組みを進めているところであり、これまでに約1,600万件（1,584万件：2011年6月末現在）の記録を基礎年金番号に統合したほか、記録回復後に年金をお支払いするまでの期間を短縮するなどの実績をあげている。

また、2010年10月からは、検索システムを用いた紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを開始し、2011年1月には全国29のすべての作業拠点で記録の確認作業を行っている。

更に同年2月末には、インターネットを利用して、いつでも手軽にご自身の年金記録を確認していただける「ねんきんネット」がスタートしたところであり、これらの取組みを通じて、引き続き年金記録の回復に努めているところである。

## 1 基礎年金番号への記録の統合

国民一人ひとりにご自身の年金記録に「漏れ」や「誤り」がないかを確認していただくため、



2007（平成19）年12月から2008（平成20）年10月までに、すべての年金受給者及び現役加入者1億900万人に「ねんきん特別便」を送付し、2011（平成23）年3月末時点で、約8割の8,126万人からご回答いただいた。このうち約99%以上の方の記録確認作業が完了している。

こうした取組みと並行して、年金記録に記載された氏名が旧姓のままであったケースなどへのきめ細かな対応、住民基本台帳ネットワークの活用、「名寄せ特別便」（未統合記録と、基礎年金番号で管理されている記録を氏名、性別及び生年月日の3情報を用いて突き合わせ、一致した方約1,030万人に対して送付した「ねんきん特別便」）の電話や訪問等によるフォローアップ照会や「名寄せ特別便」に関する市区町村のご協力による記録調査などの様々な方法により、未統合の記録の解明・統合作業を進めてきた。

このような取組みの結果、2006（平成18）年6月に約5,095万件あった基礎年金番号に未統合の記録は、2011年6月時点で、統合済みの記録が1,584万件、特別便などによって、解明作業が進展中の記録が987万件、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録が973万件、既に亡くなっているなど、一定の解明がなされた記録が1,551万件となっている（図表3-1-1）。

## 2 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

これまでの年金記録問題の取組みは、ねんきん特別便などを送付して、気づいた国民の側から申し出をいただくことで、年金記録の回復を進めてきた。こうした取組みも重要であるが、紙台帳等とコンピュータ記録を突き合わせて、年金記録の「漏れ」や「誤り」を国の側で見つけ出して、より能動的に国民にお知らせするという取組みを進めていくことも重要である。

このため、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業においては、全国の年金事務所や市町村が保有している紙台帳等を電子画像化データとして取り込んだ「紙台帳検索システム」を使用して、コンピュータ記録と本人の基礎年金番号に結び付いた約6億件の紙台帳等を突き合わせ、記載内容の一致・不一致を確認する作業を行っているところである。

突合せ作業は、2010（平成22）年10月より日本年金機構中央記録突合せセンター（東京）において突合せの作業を開始した後、順次拡大し、2011（平成23）年1月からは全国29箇所に設置したすべての記録突合せセンターで作業を実施している。その工程については、まずはサンプル調査を実施し、その結果、年齢の高い方の不一致率が高かったことから、年齢の高い年金受給者から作業を進めているところである。

## 3 標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応

標準報酬等の不適正な遡及訂正処理の問題については、2008（平成20）年10月から、不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録約6.9万件<sup>\*1</sup>のうち厚生年金受給者分約2万件を対象に戸別訪問による記録の確認及び調査を実施しており、2009（平成21）年3月までにおおむね終了し、その時点までの実施結果を同年7月に旧社会保険庁が公表した。2010（平成22）年7月に日本年金機構が公表した、2009年12月までの実施結果をみると、遡及訂正が行われた期間における調査対象者の事業所での立場についての回答は、事業主が53%、役員が21%、従業員が24%となっており、事業主・役員であったと回答した方が約4分の3を占めた。また、遡及訂正された年金記録が事実と合っているかどうかについては、相違ありが55%、相違なしが31%と

\*1 不適正な遡及訂正処理の可能性がある記録約6.9万件とは、次の3条件のすべてに該当するもの。

①標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。

②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

の回答状況であり、相違ありが2分の1強であった。

こうした中で年金記録の回復を申し立てられた方について、できる限り速やかな対応を図る観点から、2008年12月から、従業員であった方（事業主や役員でなかった方）の事案であって、給与明細書により給与の実態が確認できる場合等一定の要件に該当する場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階で年金記録の回復を行うこととした。2009年12月からは、更に基準の追加を行い、不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録約6.9万件の該当者であって、従業員であった方については、原則として年金事務所段階で年金記録の回復を行うこととした。

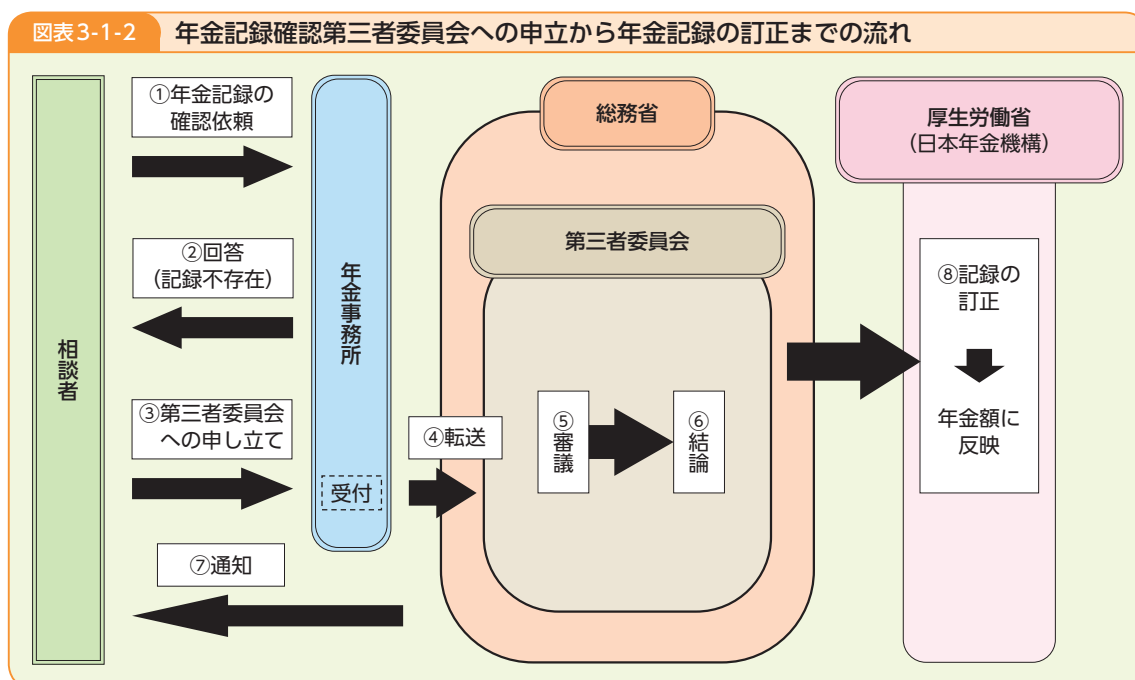
## 4 年金記録の回復を促進するための取組み

### (1) 年金記録確認第三者委員会

総務省に設置された年金記録確認第三者委員会は、法曹関係者、学識経験者、年金実務に精通した社会保険労務士、税理士などからなる合議制の機関である。年金事務所（旧社会保険事務所）の確認結果に異議のある方の申立てを受け、申立ての趣旨を十分に汲み取って、様々な関連資料や周辺事情を幅広く収集・検討し、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を行うこととなる。同委員会の判断を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣に対し苦情の「あっせん」が行われると、その判断が尊重されて記録が訂正され、年金額に反映されることとなる（図表3-1-2）。

第三者委員会は、国民の身近なところで対応できるよう、全都道府県（全国50か所にある管区行政評価局・行政評価事務所等）に「地方第三者委員会」を設置しており、全国の最寄りの年金事務所又は街角の年金相談センターで、地方第三者委員会への申立てを受け付けている。

年金記録確認第三者委員会では、約18万8千件（2011（平成23）年5月末現在）の申立てについて処理を行っている。



## (2) 年金記録の回復基準の設定

国民の年金記録を速やかに回復するため、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階で記録回復ができるよう、これまで回復基準を設定してきた。2008（平成20）年4月には国民年金に係る年金記録確認第三者委員会への申立てであって、申立内容に対応する確定申告書の控えがあるなどの一定の要件を満たす場合について、また、同年12月には、従業員であった方（事業主や役員でなかった方）の事案であって、給与明細書により給与の実態が確認できる場合等一定の要件に該当する場合について、それぞれ年金事務所段階で記録回復ができるようにした。

さらに、年金記録回復委員会においては、より記録回復を進めるため、年金記録確認第三者委員会の協力も得ながら、あっせん事案の分析を行い、さらなる記録回復基準の検討を進めているところである。2009（平成21）年12月にはその第一弾として、国民年金、厚生年金（標準報酬等遡及訂正事案及び脱退手当金関係）に係る新たな基準を追加し、2010（平成22）年4月には第二弾として脱退手当金に係る新たな基準を追加した。

## (3) 年金記録を訂正して正しい年金額をお支払いする取組み(再裁定)

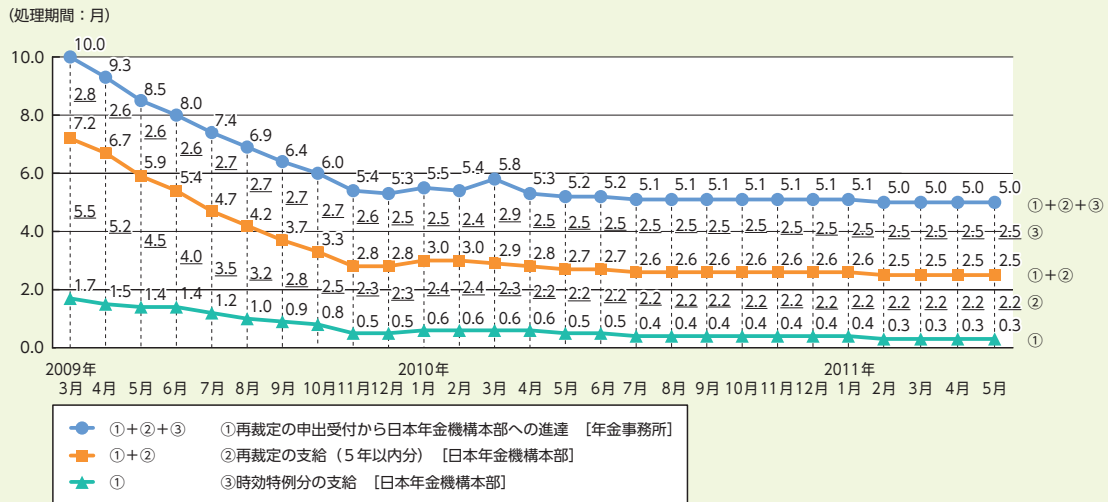
年金記録を訂正して正しい年金をお支払いすること（再裁定）については、年金受給者からの申請を年金事務所受け付け、日本年金機構本部において実施している。年金のお支払いまでの期間については、従来より、多くの年金受給者の方々から、申請は行っているのになかなか年金が支払われないというご批判を頂いてきた。

これは、膨大な数の申請を処理する体制がとれていなかったためであり、2009（平成21）年3月末時点では、申請されてからお支払いまでに、全体として7.2か月程度要している状況にあった。このため、2009年4月から処理体制の強化を図り、人員を拡充して約500名の体制にするとともに、複雑な事務処理に精通した職員の集中配置やシステムの機能の強化などを行ってきたところであり、2011（平成23）年5月末時点では、申請から年金のお支払いまでの平均処理期間は過去5年分については2.5か月、5年以上前の分については5.0か月まで短縮化された（[図表3-1-3](#)）。

また、記録訂正による年金額（年額）の増額は着実に進んできており、2008（平成20）年5月から2011（平成23）年6月第3週までの時点での累計件数・額は137万件及び709億円となっている（[図表3-1-4](#)）。

年金記録問題の取組みについては、国民にその進捗状況をお示ししながら進めていくことが重要である。このため、現在では、上述の年金のお支払いまでの期間の状況や記録訂正による年金額の増額の状況など、これまでの取組みにより年金記録問題がどのような進捗状況にあるのかを示す数値について、日本年金機構ホームページにおいて週次で公表しているところである。

図表 3-1-3 記録回復後の年金を受給できるまでの処理期間



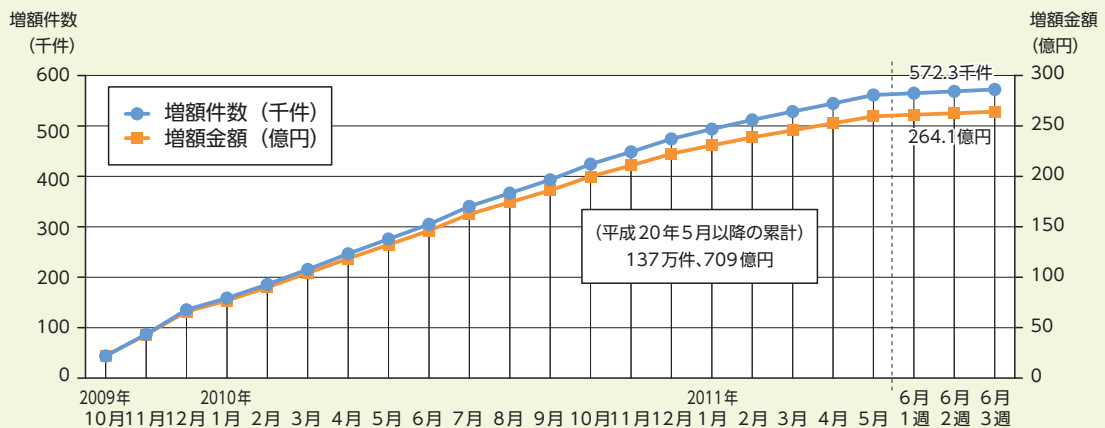
	2009年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
再裁定の処理件数 (万件)	19.1	19.1	19.0	19.0	18.1	16.6	14.0	14.2	12.9	10.4	
1日当たりの平均処理件数 (千件)	(9.1)	(9.1)	(10.6)	(8.6)	(8.2)	(7.9)	(7.4)	(6.8)	(6.8)	(5.5)	
再裁定の未処理件数 (万件)	70.4	61.7	53.6	44.2	35.5	28.8	22.8	17.4	12.8	10.3	

2010年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2011年	1月	2月	3月	4月	5月
再裁定の処理件数 (万件)	6.3	6.5	7.5	6.0	5.0	5.0	5.1	5.5	5.6	5.6	6.1	5.7	5.0	4.7	3.0	2.7	2.2	
1日当たりの平均処理件数 (千件)	(3.3)	(3.4)	(3.4)	(2.9)	(2.8)	(2.3)	(2.4)	(2.5)	(2.8)	(2.8)	(3.1)	(3.0)	(2.6)	(2.5)	(1.4)	(1.4)	(1.2)	
再裁定の未処理件数 (万件)	12.7	11.1	8.4	7.9	7.8	7.8	7.8	7.6	7.6	7.6	6.8	5.6	4.2	2.6	1.9	1.5	1.3	

(注) 1. 再裁定と時効特例の処理期間については、平均的には上記のとおりであるが、システム上で処理可能なものと手作業での処理が必要なものがあり、個別の案件によっては、更に長くかかるものがある。  
2. 12月分の処理期間は速報値。

図表 3-1-4 記録訂正による年金額(年額)の増額(累積) (2011年7月8日)



	各月の最終週までの累計値																		各週までの累計値							
	2009年	10月	11月	12月	2010年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2011年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	6月	6月
増額件数 (千件)	43.8	86.9	135.3	158.6	185.6	215.5	246.4	275.8	304.9	340.4	366.7	393.2	424.3	448.5	474.2	493.7	511.9	528.6	544.6	561.2	564.9	568.6	572.3	572.3	572.3	572.3
増額金額 (億円)	22.1	43.2	65.9	76.8	89.9	104.2	118.4	132.2	146.1	162.5	174.4	186.1	199.8	210.8	222.4	230.8	238.6	245.6	252.6	259.5	261.1	262.5	264.1	264.1	264.1	264.1

(注) 1. この集計は、年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示した年金見込額の試算結果(再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。なお、65歳の平均余命(2009年簡易生命表)は、男18.88年、女23.97年である。  
2. 週次報告を始めた2009年10月からの実績を累計したものの。  
3. 2011年5月までの数値は、各月の最終週までの累計値。  
4. 2011年3月11日に発生した東日本大震災等の影響により、3月1週以降、一部の年金事務所等において作業の全部又は一部が実施困難となっている。



## 5 年金記録を簡便に確認できるための仕組みの整備

年金記録問題の再発防止のためには、受給者や加入者の方々がいつでもご自身の年金記録を確認できるための環境を整備することは重要であり、様々な取組みを行っている。

### (1) ねんきん定期便の送付

2009（平成21）年4月から、国民年金・厚生年金のすべての現役加入者の方に対し、毎年誕生日に「ねんきん定期便」を送付している。

ねんきん定期便では、年金加入期間、年金見込額、保険料納付額その他、最近の月別状況として直近1年間の国民年金の納付状況や厚生年金保険の標準報酬月額等をお知らせしている。また、35歳、45歳、58歳といった節目年齢の方にはすべての加入記録をお知らせしているところである。

### (2) ねんきんネットによる記録確認

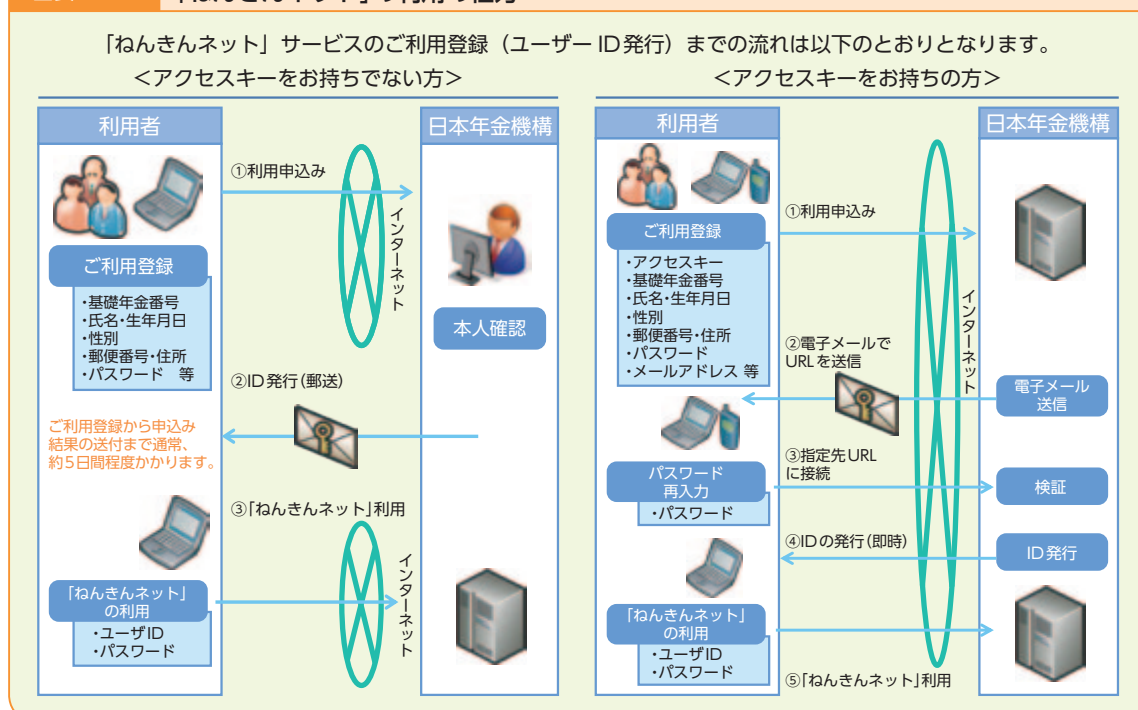
2011（平成23）年2月末から、年金受給者や加入者をご自身の年金記録をインターネットを通じていつでも手軽に確認できる「ねんきんネット」サービスを実施している（図表3-1-5）。

このサービスでは、24時間いつでも新しい年金記録を確認できるだけでなく、記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になるよう、ご確認いただきたい記録等がある場合にはこれが分かりやすく表示されている。実際に、このサービスを利用された方がこれまでお気づきにならなかった記録の「もれ」を発見し、記録の回復につながった事例も報告されている。

また、自宅でパソコンが使えない方であっても、一部の市区町村及び郵便局の窓口において年金記録の提供を行っているところであるが、2011年秋からはコールセンターへ請求していただくことにより同様の記録を郵送することとしている。

さらに、「ねんきんネット」サービスを利用しやすくするために、2011年度から加入者へ送付する「ねんきん定期便」に、「ねんきんネット」サービスを利用するためのユーザIDを即時に取得できるアクセスキーを同封するとともに、2011年秋から、ご自身で月々の収入や年金を受け取る時期などの条件を選択して年金見込額を試算できる機能を追加することとしている。ま

図表3-1-5 「ねんきんネット」の利用の仕方



た、今後、これまで紙で郵送していた「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただけるようにするなど、段階的なサービスの拡充を図ることとしている。

## 6 第3号被保険者不整合記録問題への対応

サラリーマン（第2号被保険者）の被扶養配偶者である第3号被保険者（専業主婦等）について、第2号被保険者の退職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとされている期間（不整合期間）を有する方が多数存在する。

この問題に関しては、2011（平成23）年1月1日以降、いわゆる「運用3号」の取扱い<sup>\*2</sup>を行ったが、国会等での議論も踏まえ、同年3月8日に発表した「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」（厚生労働大臣決定）において、この取扱いを廃止するとともに、立法措置による新たな抜本改善策の方向性と論点を示した。

これを踏まえ、2011年4月以降、社会保障審議会の下に設置された「第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会」において抜本改善策に関する審議が行われ、同年5月に報告書が取りまとめられた。

この報告書においては、抜本改善策の基本的な考え方として、「①保険料に応じた年金給付という原則を踏まえ、制度への信頼を確保すること」、「②できるだけ正しい記録を追求すること」等が示された。また、抜本改善策の具体的な内容として、不整合期間については、年金の受給資格期間には算入されるが年金額には反映されない期間とした上で、過去10年間に生じた期間について保険料を納付できるようにすることや、現に不整合期間がある年金受給者については、保険料の納付がない限り、過去5年間に支払われた過払い額の返還を求めるとともに将来支給する年金を減額すること、その場合に、高齢者の生活の安定の観点を考慮した配慮措置等を併せて講じること等が妥当とされた。

現在、この報告書等を踏まえ、第3号被保険者の不整合記録問題に対処するための法案を国会に提出する準備を進めている。

## 第2節 公的年金事業の円滑な運営の確保

### 1 日本年金機構の役割について

2010（平成22）年1月1日、旧社会保険庁が廃止され、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立された。

日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とし、2010（平成22）年1月に厚生労働省が定めた中期目標に基づき日本年金機構が策定した中期計画（対象期間：2010（平成22）年1月1日から2014（平成26）年3月31日までの4年3か月間）及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行うこととされている。中期計画及び年度計画においては、①年金記録問題への対応に関する事項、②提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、③業務運営の効率化に関する事項、④業務運営に関する公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項等を

\*2 受給権者については、現状の年金記録を変更しない取扱いであり、被保険者等については、将来に向けて、正しい年金記録に訂正するとともに、過去については、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状の年金記録を変更しない取扱い。

定めている。

また、厚生労働大臣は事業年度ごとの業務の実績について、評価を行うこととなっており、日本年金機構の2009（平成21）年度の業務実績については、2010（平成22）年8月に評価を行った。

コラム

日本年金機構の平成21年度の業務実績の評価結果について(抄)

平成21年度の機構の業務運営については、国民年金保険料及び厚生年金保険料の収納率向上、お客様に対するサービス向上等、その取組を更に充実させるべき事項もある。しかしながら、社会保険庁から機構への移行準備が必ずしも十分ではなかったこと、年度途中での発足であったこと、また、職員の採用の決定から機構発足までに十分な時間的余裕がなかったこと、平成21年度は3か月しかなかったことなどについては十分に考慮する必要がある。こうした中で、大きな混乱もなく、発足直後の1月の随時の年金の支払い及び約6,300万件にのぼる2月の定期的年金の支払いが確実に行われたことなど、年金受給者に対し年金を支給するという機構が担うべき最も基本的な役割が果たされたことについては、一定の評価ができるものである。

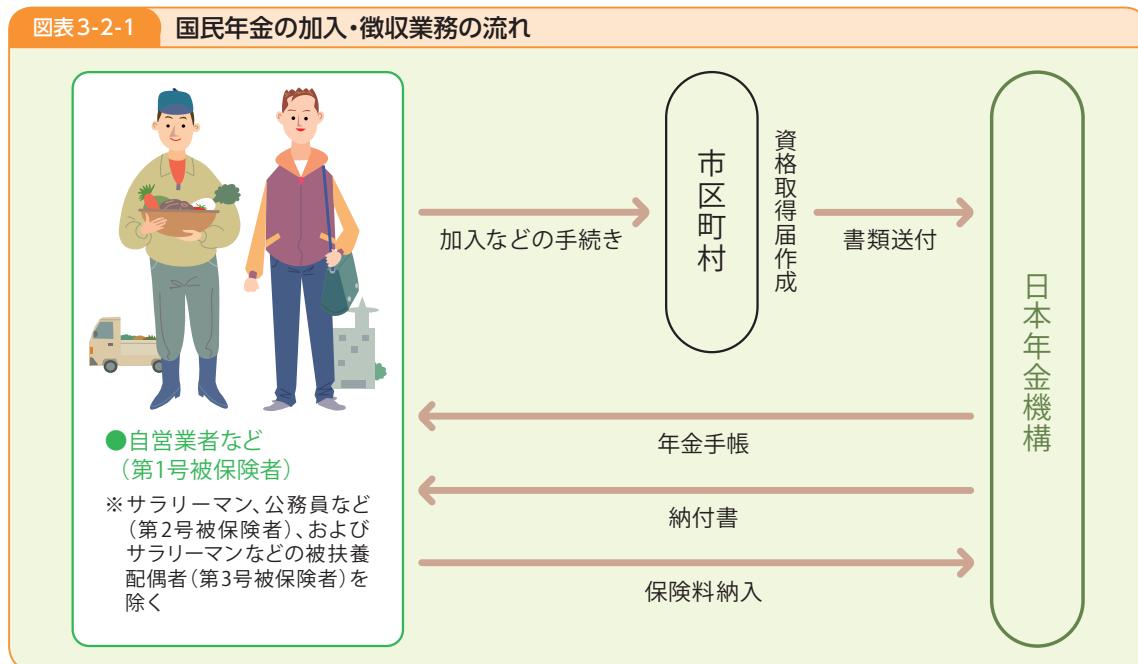
また、平成21年度においては、次年度に向け多くの課題を残しつつも、就業規則その他の所要の規程整備を行い施行できたことや、非公務員型の組織への移行が概ね円滑に行われたこと、現場の意見を聞いた上で工程表を策定し、国家プロジェクトである年金記録問題を着実に進める基盤が整備されたことなど、翌年度からの本格的な取組の推進に向けた業務運営が行われたものと考えられる。

平成22年度以降については、本評価結果を踏まえ、特に工程表に沿った年金記録問題の解決に向けた取組の充実、お客様に対するサービスの更なる改善、コンプライアンスの確保等の内部統制システムの強化などを通じ、真に信頼される組織を目指し、本格的な取組を計画的に進められたい。

2 日本年金機構の取組み

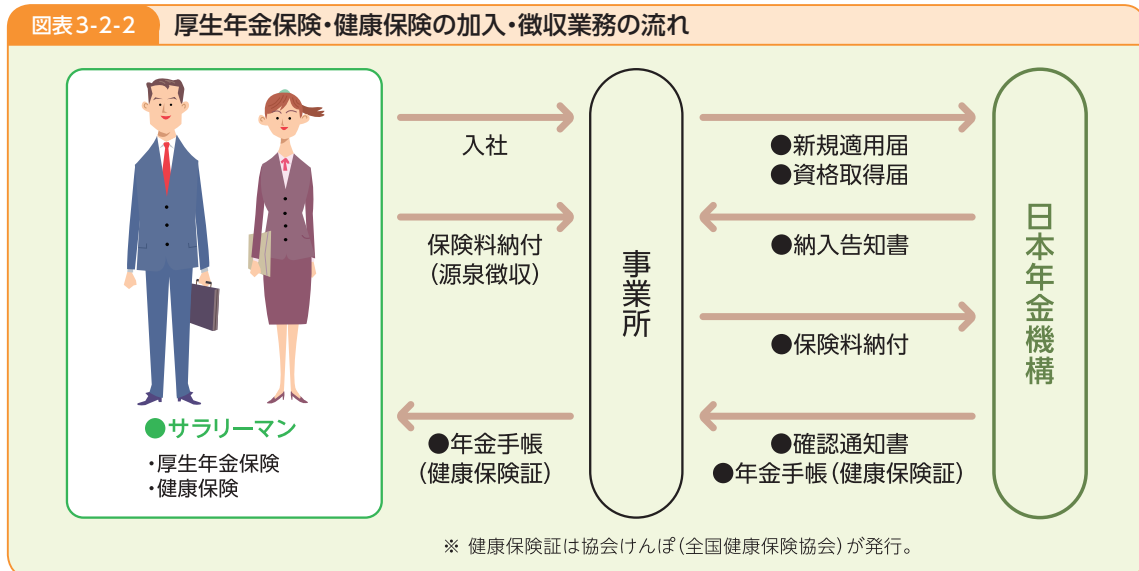
日本年金機構においては、第1節において述べた年金記録問題に取り組むとともに、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行し、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている（図表3-2-1、図表3-2-2）。

図表3-2-1 国民年金の加入・徴収業務の流れ





図表 3-2-2 厚生年金保険・健康保険の加入・徴収業務の流れ



### (1) 日本年金機構の主な業務

年金の適用については、厚生年金保険等の適用を促進するため、未適用事業所の確実な把握、未適用事業所への重点的加入指導及び加入の見込みがない場合の認定による加入手続の実施に取り組んでいる。

保険料の徴収については、2005（平成17）年度の67.1%から年々低下傾向にある国民年金保険料の現年度納付率の向上を図るため、市場化テストにより納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、強制徴収の適切な実施、口座振替の加入促進等保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んでいる。

年金の給付については、年金事務所などで請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして定め、その達成状況の改善に向け取り組んでいる。特に大幅な改善が必要な障害厚生年金について、増員による審査体制の強化を図ることなどにより、迅速な年金の支払いに取り組んでいる。

また、2010（平成22）年夏に、住民基本台帳に記載されている高齢者の所在が不明なケースや既に死亡しているケースの報道が相次ぎ、こうした事例の中には、年金を不正に受給している場合があることが判明した。このため、後期高齢者医療の給付を利用していない年金受給者に対する現況申告書の送付や市区町村からの情報提供などによって死亡や行方不明が確認された者について、年金の支払差止めを行ったほか、悪質なものについては告訴等を行うなど、警察とも連携した取組みを行っている。

年金相談については、年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間の確保を図るため、毎週月曜日に年金相談の受付時間の延長、毎月第2土曜日に年金相談を実施するとともに、来訪者の相談内容に応じた相談窓口の設置、予約制による年金相談、待ち時間が著しく長い年金事務所についての重点的対策などを実施している。

また、日本年金機構は、様々な問題により国民の不信を招いた旧社会保険庁から生まれ変わるために設立された組織であり、サービスの充実に向け、お客様目線に立った不断の業務改善を行うことが必要である。

このため、日本年金機構発足に伴い、お客様サービスの基本方針として作成された「お客様へのお約束10か条」の実現に向けた努力、お客様向けに作成・発送する文書についてより分かりやすいものとする観点からご意見を伺う「お客様向け文書モニター会議」の開催や、各年金事務所長等からサービスや業務改善の取組みについて募集を行い、日本年金機構内で評価・表彰を行う「サービス・業務改善コンテスト」の実施など、お客様目線に立った業務改善に向けた取組み

を行っている（**図表3-2-3**）。


また、日本年金機構の毎年度の事業実績、お客様サービス向上の取組み、予算・決算などの情報を分かりやすくお客様に提供するため、毎年、年次報告書（アニュアルレポート）を作成しているところである。

## (2) 情報漏えいの再発防止に向けた取組み

2010（平成22）年6月、日本年金機構において、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ業務の入札手続きの過程で、仕様書案等の情報が漏えいしたという事案が発生した。

この事案を受け、日本年金機構においては、内部調査に加え、外部弁護士等で構成された第三者検証会議を設置し検証を行った。同会議の報告を踏まえ、日本年金機構においては、情報の提供を受けていた事業者が落札した拠点において再入札を行うとともに、行為者の規範意識の欠如に加え、情報管理体制の不備や調達における事業者接触ルールの未整備等を指摘されたことを受け、2010（平成22）年10月に「情報漏えい事案の再発防止のためのアクション・プラン」を策定したところである。厚生労働省においても、日本年金機構に対して、当該アクションプラン

図表3-2-3 日本年金機構～お客様へのお約束10か条～



### 日本年金機構 ～お客様へのお約束10か条～

- ◆日本年金機構（私たち）の使命は、お客様である国民の皆様に、正しく確実に年金をお支払いすることです
- ◆私たちは、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指します
- ◆そのために私たちが大切にすること
  - ・お客様の立場に立ち、誠意をもって対応します
  - ・正しく確実に業務を行います

～私たちはお約束します～

**【お客様の立場に立って】**

1. わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。
2. 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。
3. 電話は3コール以内に出ます。
4. 来所相談や電話によるお問い合わせには、迅速にお答えします。その場でお答えできない場合には、速やかに確認の上、2日以内に確認の状況をご連絡します。
5. ご相談で来所されたときのお待たせ時間は、30分以内とすることを目指します。混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。
6. お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。
7. お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

**【正しく確実に】**

8. 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。
9. お誕生月の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。
10. お客様の情報はしっかり管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。

以上のお約束について守れたかどうか、毎年の実績をご報告します。

に基づく再発防止のための取組みの徹底等を指示するとともに、それらの実施状況を把握し、監督していくこととしている。

### 第3節 社会保険病院及び厚生年金病院について

全国に61ある社会保険病院及び厚生年金病院は、主に昭和20年代に、政府が健康保険や厚生年金保険の保険者として、保険料を財源に設置したものであり、旧社会保険庁の改革により、現在は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）\*3が保有している。

社会保険病院等は、現在、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）、5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療）やリハビリテーションといった、地域において必要な医療を中核として担っている。一方で、RFOは、2012（平成24）年9月末に解散することが法定されていたが、今後とも社会保険病院等が地域医療に貢献することができるよう、RFOの解散規定をなくし、3年以内に社会保険病院等の運営を行うことを目的とした法人へ改組する内容の「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」が、2011（平成23）年6月17日に成立した。

### 第4節 安心・納得できる年金制度の構築

#### 1 公的年金制度の改善と着実な運営

公的年金制度は、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養の仕組みにより運営されており、賃金や物価の伸びなどに応じてスライドした年金を終身にわたって受けることができるという特長を有している。

現在では、国民の4人に1人（約3,703万人（2009（平成21）年度））が公的年金を受給し、高齢者世帯の収入の7割を公的年金が占めるなど、国民の老後生活の柱としての役割を担っている。

#### (1) 年金制度改革に向けた検討

2009（平成21）年の政権交代後、政府は内閣総理大臣を議長とする「新年金制度に関する検討会」を開催し、2010（平成22）年6月には、7項目の新年金制度の基本原則を含む「新たな年金制度の基本的な考え方について（中間まとめ）」を取りまとめ、公表した。

年金制度改革を含む社会保障制度改革について、政府は、同年10月、内閣総理大臣を本部長とする政府・与党社会保障改革検討本部を設置し、同年12月には、社会保障改革に係る基本方針である「社会保障改革の推進について」を閣議決定した。これに基づき、社会保障の安定・強化のための制度改革案と必要財源の確保のための税制抜本改革の検討を進めて、2011（平成23）年半ばまでに成案を得ることとされ、厚生労働省においては社会保障検討本部を設置し、具体的な検討を進めることとなった。年金制度については、新たな年金制度の創設に向けた論点の整理とともに、現行制度について、

- ・安定財源を確保した上での基礎年金国庫負担2分の1の実現

\*3 RFOは、保険料で設置された保養施設等の売却等を行うために設置された法人である。設置当初、2010（平成22）年10月に解散することとなっていたため、RFOの解散後も引き続き社会保険病院等が安定的に運営し地域医療を担うことができるよう、2009（平成21）年10月に「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」を提出した。この法案は、平成22年通常国会で廃案となり、2010年8月に、議員立法により、RFOの存続期間が2012（平成24）年9月末まで2年間延長されていた。

- ・働き方、ライフコースの選択に中立な制度設計を目指した調整
  - ・最低保障機能の強化などによる高齢者の防貧・救貧機能の強化 等
- といった課題を設定して、検討を重ねた。

こうした厚生労働省における検討も踏まえ、政府の「社会保障改革に関する集中検討会議」において社会保障改革全体の具体案の検討が進められた。

2011年6月に政府・与党社会保障改革検討本部において取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」では、年金制度の改革に関し、まず「新しい年金制度の創設」については、「国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む」としている。また、年金改革の目指すべき方向性に沿って図ることとしている最低保障機能の強化や短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大などの「現行制度の改善」については、検討の場とスケジュールを明確化した上で法案提出に向けて検討し、2012（平成24）年以降速やかに関連法案を提出することとしている。

「社会保障改革に関する集中検討会議」改革案（抜粋）

Ⅲ 年金

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
  - ・所得比例年金（社会保険方式）、最低保障年金（税財源）
- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
  - ・最低保障機能の強化＋高所得者の年金給付の見直し
  - ・短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
  - ・マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げ

## (2) 現行制度における取組み

### 1) 基礎年金国庫負担割合2分の1の維持

公的年金制度を持続可能なものとし、その信頼を確保するために、基礎年金国庫負担割合2分の1の維持は不可欠である。2011（平成23）年度当初予算では、財政投融资特別会計の剰余金などの臨時財源（2.5兆円）を活用し、基礎年金国庫負担割合2分の1を維持することとした。併せて、2012（平成24）年度以降については、税制抜本改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度まで、税制抜本改革により確保される財源を活用して基礎年金国庫負担割合2分の1を国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずることとし、平成23年通常国会には、これらの措置を講ずるための所要の法案を提出した。

しかし、東日本大震災の発生により、2011年5月成立の第一次補正予算において、臨時財源2.5兆円は震災復興費に充てることとなり、この取扱いと整合するよう、先に提出していた法案の修正を行った。今後は、年金財政の安定の観点から、財源を確保し、できる限り早く2011年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするために必要な額の繰入れが行われるよう取り組んでいくこととしている。

### 2) 無年金・低年金問題への対応

現行制度における無年金・低年金問題への対応も重要な課題となっていることを踏まえ、将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を2年から10年に延長する（3年間の時限措置）等の措置を行うことを盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金確保支援法）が第177回国会において成立した。

### 3) 5年ぶりの物価スライドに基づくマイナス改定

2011年度の年金額については、2010年の全国消費者物価指数が、基準年である2005（平成



17) 年の物価と比較し、5年ぶりのマイナス(0.4%)となったことから、5年ぶりの引下げ(0.4%)となった(老齢基礎年金(40年加入の場合):月額65,741円(▲267円))。これは、現在実際に支給されている年金は、過去の物価下落時(1999(平成11)~2001(平成13)年度)に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に本来よりも高い水準で支払われている。この年金額については、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準(2010年分については2005年の水準)を下回った場合には、翌年度の年金額をその分だけ引き下げることが法律で定められていることから、そのルールを適用したものである。

### (3) 年金積立金の管理・運用

#### 1) 年金積立金の管理・運用の考え方

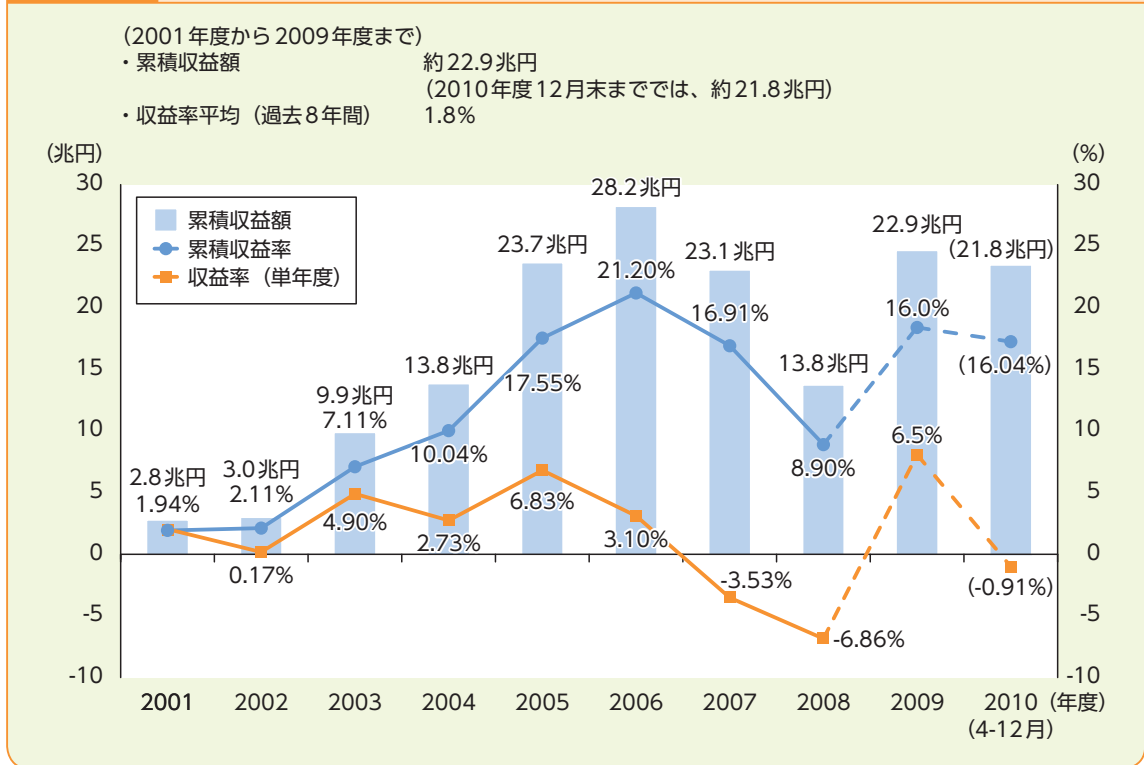
年金積立金は、国民の皆様からお預かりした保険料のうち、年金給付に充てられなかったものを積立金として安全かつ効率的に運用し、現在及び将来の年金給付に充てることにより、年金財政を安定化させているものである。この年金積立金は、厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人(以下、管理運用法人という。)に寄託することにより管理・運用されている。

管理運用法人は、厚生労働大臣から示された中期目標を達成するために、基本的な資産の構成割合(基本ポートフォリオ)を含む中期計画や、運用の具体的な方針を策定し、これらに基づき、年金積立金を国内外の株式・債券に分散して投資することにより、管理・運用を行っている。実際の市場での運用は、管理運用法人から民間の運用受託機関(信託銀行や投資顧問会社)に委託しており、管理運用法人は、その運用受託機関の選定、運用状況などについての評価、その結果に基づく解約などの、運用受託機関の管理を行っている。

#### 2) 直近の運用状況について

年金積立金の運用状況については、長期的な観点から見る必要があるが、透明性を確保する観点から、四半期ごとに公表を行っている。直近では、2010(平成22)年4月から12月までの2010年度第3四半期の運用状況が公表されており、2010年度上期のギリシャ・ショックの影響により、第3四半期までの通期で0.9%(約1.1兆円)のマイナスとなっている。なお、厚生労働大臣が自主運用を開始した2001(平成13)年度からの累積の収益では、約22兆円プラスとなっている(図表3-4-1)。

図表3-4-1 年金積立金の運用実績(2001年度(自主運用開始)以降の累積)



### 3) 今後の年金積立金の運用について

2009年11月に、厚生労働大臣の下に「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」を開催し、今後の管理運用法人の運営の在り方について有識者による検討を行い、2010(平成22)年12月に最終報告を公表した。同報告においては、運用目標の設定プロセス、管理運用法人のガバナンスの在り方等についてはおおむね意見が一致したものの、運用手法等については、積極的な運用を行うことで収益の向上を求める意見と、安全性の高い運用を求める意見など様々な意見があり、両論を併記する形となった。

現在検討が進められている新たな年金制度の創設及び独立行政法人制度の抜本的な見直しの動きも見極めつつ、同報告を踏まえた具体的な検討を進めていくこととしている。

## 2 企業年金制度の動向

### (1) 企業年金制度の普及・発展について

確定拠出年金法、確定給付企業年金法が制定されてから約10年が過ぎた。確定給付企業年金は大企業を中心としつつも中小企業まで幅広く、また、確定拠出年金は中小企業を中心に、順調に加入者数を伸ばしており、公的年金の上乗せの制度として普及・定着が進んでいる<sup>\*4</sup>。

確定拠出年金は、より一層の制度改善の要望を受け、事業主のみが掛金を拠出できる企業型確定拠出年金について、拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を超えない範囲で、加入者の拠出を可能とし、全額所得控除の対象とすること等を盛り込んだ年金確保支援法が第177回国会において成立した。

確定給付企業年金は、2011(平成23)年3月末現在、規約件数が1万件を超え、加入者は727万人に達し、我が国における代表的な企業年金制度として重要な役割を果たしている。こう

\*4 「確定給付企業年金」とは、将来の給付額を企業が約束する確定給付型の企業年金の一つで、労使が合意した規約に基づき、企業独自の上乗せ給付のみを行うもの。「確定拠出年金」とは、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、加入者自らが資産運用を行い、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるもの。

した状況を踏まえ、制度の適正かつ効率的な運営を図る観点から、申請手続、運営ルール等の一層の簡素化を進めている。

一方、厳しい運用環境が続く中で、母体企業の業績悪化と相まって、企業年金をめぐる状況は大変厳しくなっている。特に、確定給付型の企業年金を実施する企業においては、給付減額や制度終了という事態に直面する企業も見受けられ、従業員の老後の所得確保のための取組みと企業経営の両立という、難しい舵取りが求められている。

このため、2009（平成21）年には、厳しい運用環境を乗り切るための財政運営の弾力化措置<sup>\*5</sup>を講じている。

なお、厚生年金基金では、解散時に代行給付に要する費用を企業年金連合会へ一括して返還することとされているが、厳しい経済・運用環境の下、本来保有すべき積立金を保有できず、返還が困難なために、やむを得ず制度を維持している基金もある。さらに経営状況が悪化し、加入者等の老後に大きな支障が生じることを防ぐ観点から、返還費用の減額や国への分割納付を可能とする特例措置を盛り込んだ年金確保支援法が第177回国会で成立した。

また、企業年金の積立金にかかる特別法人税については、2011年3月末に課税の停止措置の期限が到来したが、平成23年度税制改正大綱において3年間の延長が認められた。

## (2) 適格退職年金の移行促進について

適格退職年金制度<sup>\*6</sup>については、2012（平成24）年3月31日で廃止することとなっており、廃止期限まで1年を切っている中、受給権保護に優れた企業年金等への円滑な移行に向けた取組みを進めていくことが喫緊の課題である。

このため、厚生労働省としては、経済団体・受託金融機関と協力し、適格退職年金を実施している企業の検討状況の逐次把握や、移行の必要性の周知・広報に努めている。

加えて、適格退職年金からの主な移行先となる確定給付企業年金への円滑な移行を促す観点から、添付書類の簡素化等による審査の効率化、地方厚生局における人員の増加による審査体制の強化など、企業年金制度の改善を図っている。

なお、事業主が存在しない等のために制度的に企業年金等へ移行できないものについては、平成23年度税制改正大綱において、平成24年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずることとされた。

\*5 現在、確定給付型の企業年金は、毎事業年度末の決算時において財政検証を行い、その結果、積立額が不足している場合、法令に基づき掛金の引上げを行う必要がある。しかし、厳しい経済状況により掛金の引上げに支障があると見込まれる場合、当該掛金の引上げを最長2年間猶予すること等を可能とする措置を講じている。その条件として、母体企業と十分な協議を行った上で、財政の長期的な安定に向け、制度設計（予定利率の引下げ等）や運用方針の方向性の整理などを盛り込んだ長期運営計画を策定すること等を義務づけている。

\*6 事業主と信託会社等の間で締結した年金契約が、一定の要件を満たすことについて国税庁長官の承認を得ることで、税制の優遇措置を受けられる制度として1962（昭和37）年に創設された。2002（平成14）年に確定給付企業年金法が施行されたことに伴い、新規の契約は認められない。

### 3 国際化への対応

海外在留邦人等が日本及び外国の年金制度等に二重に加入することを防止し、また、両国での年金制度の加入期間を通算することを目的として、外国との間で二国間協定である社会保障協定の締結を進めている。2000（平成12）年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、2011（平成23）年6月30日までに、欧米先進国を中心に12カ国との間で協定が発効している。また、昨今の我が国と新興国との経済関係の進展に伴い、これら新興国との間でも協定の締結を進めており、ブラジルとの間の協定について、2010（平成22）年7月に署名が行われ、2011年5月に我が国の国会で承認されたほか、インドや中国といったアジア新興国との間でも協定の締結に向けた協議等を行っているところである（図表3-4-2）。

我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、当該相手国における在留邦人及び進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額その他の状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国と当該相手国との二国間関係及び社会保障制度の違いその他の諸点を総合的に考慮した上で優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしており、今後とも、政府として一層推進していくこととしている。

図表3-4-2 社会保障協定締結等の状況

